

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年5月9日（月）
担当課	健康福祉部地域福祉課
電話	0791-64-3204

報道機関各位

たつの市役所に手話通訳者を配置しました

本市では、手話は、言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を図ることで、誰もが手話を使用しやすい環境を築き、全ての市民が尊厳を持って共に生きる地域社会の実現を目指し、「たつの市共に歩む手話言語条例」を制定しています。

これまでも本市では、来庁者にタブレット端末を使って手話通訳を行う遠隔手話通訳サービスなどを行っていましたが、新たに令和4年度から地域福祉課に手話通訳者（会計年度任用職員）を配置しました。

記

1 これまでの手話関連施策

実施時期	サービス名	内容
平成30年5月21日～	遠隔手話通訳サービス	タブレット端末のテレビ電話機能を使い、市役所に来庁したお客様に対して手話通訳者が画面を通じて、手話通訳を行うサービスです。
令和4年4月1日～	手話通訳者の配置	たつの市役所本庁舎に手話通訳者を配置し、来庁者に対して同行して手話通訳を行います。また、各総合支所に来庁した場合は、遠隔手話通訳サービスにより手話通訳を行います。

2 配置日時等について

配置日時：原則、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

配置場所：健康福祉部地域福祉課内

3 導入の背景

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の情報など、全ての人に正しい情報を伝える合理的配慮の重要性が高まり、手話を言語として使用する聴覚障害者に、情報保障を行う必要性が増大しているため。